

孫を養子に

孫を養子にすると相続税の節税対策になるという話を聞いたことはありませんか？

養子は「子」として血縁のある実子と同じ立場となり、相続人が一人増えることで相続税の基礎控除が増え、相続税額の計算上、相続税が少なくなる場合があります。

今回は、孫（特に未成年）を養子にした場合の法律関係の注意点について説明していきたいと思えます。

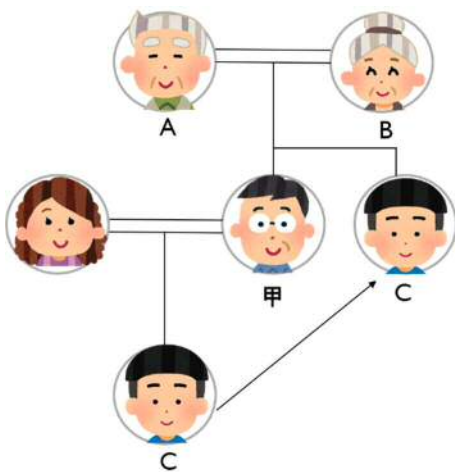
Q1：養子縁組をした場合、実の親子関係はどうなるの？

A1：実の親子関係はそのまま残るので、実の親の相続権も失うことはありません。

Q2：親権はどうなるの？

A2：未成年者を養子にする場合、親権者は実の親から養親になります。

(例) 祖父A、祖母B、ABの長男甲、甲の長男C（未成年）という親族関係をみてみましょう。



ABが孫Cを養子にすると、それまで甲がCの親権者だったのが、**祖父母ABがCの共同親権者になります**（未成年者を養子にする場合で養親が婚姻している時は、養親夫婦が共同で縁組をしなければなりません。）。

※親権とは、未成年の子を養育監護し、その財産を管理し、子を代理して法律行為をする権利・義務のことです。

Q3：前記の例で未成年者Cの養親A,Bが死亡した場合の親権者はどうなるの？

A3：孫Cが成年に達する前に、養親ABが死亡してしまった場合、**孫Cの親権者がいなくなってしまうこととなります。**

養子縁組によって親権者はABになりましたが、親権者がいなくなったのならば、もともと親権者だった実親に親権を戻せば良い、という考え方もあるでしょう。しかし、実務上の取り扱い「養親双方が死亡しても、ただちに養子縁組の効果は解消しないから、実の親の親権は復活しない」とされています。

この状況を解決する方法として2つ方法があります。

①未成年後見開始の申し立て

「未成年者に対して親権を行う者がいないとき」として、「**未成年後見**」が開始することになります。

未成年後見は、家庭裁判所に未成年後見開始の申し立てをし、未成年後見人を選任してもらうことからスタートします。未成年後見人は当該未成年者のために監護養育、財産管理、契約等の法律行為などを行います。高齢者等の成年後見制度に類似しますが、当該未成年者が成年に達すれば、未成年後見は終了します。

②養子縁組の解消（死後離縁）

養子の実父母が健在であれば、前記ABとの養子縁組を解消すれば実父甲に親権が復活します。

この場合、家庭裁判所の許可が必要となります。

申立人が15歳未満の場合には、離縁した後にその法定代理人となる者（実父母等）が、代わって手続きを行います。

「死後離縁をしたら亡養親の相続人でなくなるのでは？」と思われるかもしれませんが、すでに生じた相続における相続人の地位は、死後離縁によって影響を受けることはありません。

①の場合、必ず実父母が未成年後見人に選ばれるという保証はありません。実父母が健在であれば②の方法が現実的かもしれません。

場合によってはこのような状況になることも想定しておく必要があるでしょう。

(文責:朝日司法書士法人 代表社員 高橋真人)